

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
 (事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24年 3月 5日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

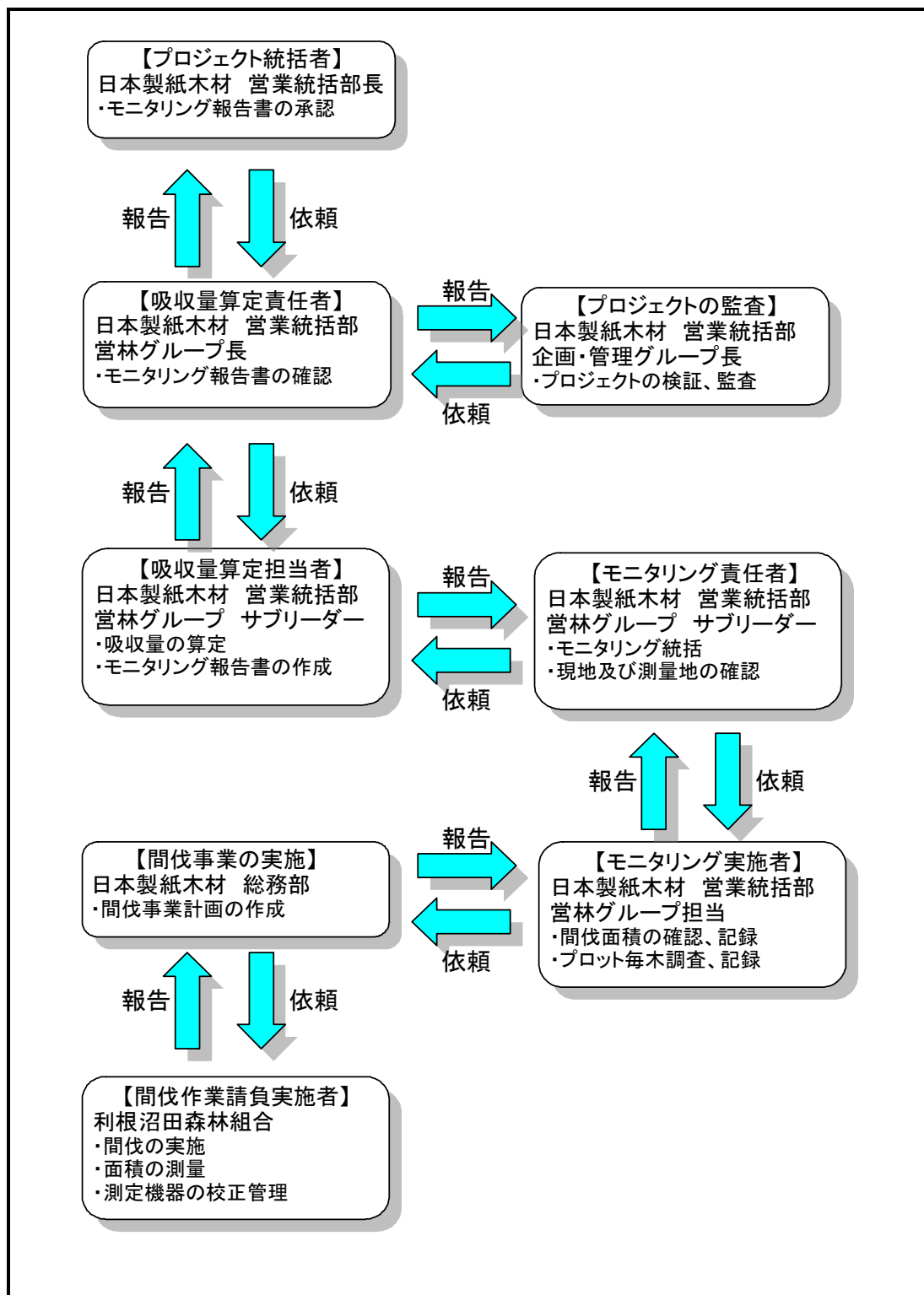
プロジェクト名 ¹			
日本製紙木材(株)群馬・須田貝社有林間伐促進プロジェクト			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	日本製紙木材株式会社 (ニッポンセイシモクザイカブシキガイシャ)		
住所	東京都千代田区一ツ橋1-2-2		
代表者氏名	岩淵 正廣	代表者役職	代表取締役社長
担当者氏名	鈴木 由之	担当者 所属部署・役職	営業統括本部 営業統括部 営林グループ
担当者 E-mail	y.suzuki@np-l.co.jp	担当者電話番号	03-6665-7546
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	同上		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	日本製紙木材株式会社(ニッポンセイシモクザイカブシキガイシャ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報																					
プロジェクト概要 ²	<p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>持続可能な森林経営に基づき間伐促進による適正な森林整備を加速化し、温室効果ガスの効率的な吸収機能増加の他、森林が与えてくれる様々な生態系サービスの増大・強化、木材資源の有効活用と公益的機能の増進を図る。</p> <p>日本製紙木材(株)所有の須田貝社有林を対象とし、同社が施業管理、プロジェクト管理を行い、CO2 吸収促進量をクレジット化、森林整備費用の一部を補う。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件 1 森林施業計画を群馬県利根郡みなかみ町に提出し、認定を受けており、森林法第 5 条に定める森林である。 ・条件 2 群馬県利根郡みなかみ町所在の社有林：須田貝山林(総面積 1,157.27ha)内における、2009～2010 年の間伐実施箇所(85.58ha)及び 2011 年の間伐予定箇所(13.04ha)計 98.62ha を対象とする。 ・条件 3 森林施業計画の認定番号 H21-1 <p>【法令遵守状況】</p> <p>以下、関連する許認可及び関連法令を遵守している。</p> <p>「森林・林業基本法第 9 条 森林所有者としての責務」</p> <p>「森林法第 5 条 地域森林計画、第 11 条 森林施業計画」</p> <p>【採用技術】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ツールパルス (デジタルコンパス含む)</td> <td>LASER 型番 SN # 035261</td> <td>5 年</td> <td>平成 22 年 3 月</td> <td>面積測量機</td> </tr> <tr> <td>”</td> <td>”</td> <td>”</td> <td>”</td> <td>樹高測定器及び 伐倒し測定</td> </tr> <tr> <td>輪 尺</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>胸高直径測定器</td> </tr> </tbody> </table> <p>【モニタリング方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用)ver.4.0 に全て準拠する。 <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法論「森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)」No.R001 ver.4.1 に準拠している。 	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	ツールパルス (デジタルコンパス含む)	LASER 型番 SN # 035261	5 年	平成 22 年 3 月	面積測量機	”	”	”	”	樹高測定器及び 伐倒し測定	輪 尺				胸高直径測定器
	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																
ツールパルス (デジタルコンパス含む)	LASER 型番 SN # 035261	5 年	平成 22 年 3 月	面積測量機																	
”	”	”	”	樹高測定器及び 伐倒し測定																	
輪 尺				胸高直径測定器																	

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

【モニタリング体制】



	<p>【QA / QC 体制】</p> <p>(1) 教育訓練 ・日本製紙木材㈱営業統括本部営業統括部営林グループにてモニタリング実施における手順書の作成を行う。 ・モニタリングを社員教育の場とし、社員一人一人にJ-VERの取組に対する知識の普及を図る。 対象者 日本製紙木材㈱営業統括本部 営業統括部 営林グループ員 日本製紙木材㈱営業統括本部 営業統括部 企画・管理グループ員</p> <p>・実施時期 現地調査実施年とする。</p> <p>・実施内容 J-VER全般に関するガイダンスと、現地調査・算定方法の実施要領。</p> <p>・記録の保管 日本製紙木材㈱営業統括本部営業統括部営林グループ</p> <p>(2) 情報の保管 ・管理は日本製紙木材㈱営業統括本部営業統括部営林グループが管轄する。 ・書類等はファイルに綴り保管。 ・データ類は日本製紙木材共有サーバーへ保管。 ・保管期限はオフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款の森林管理プロジェクト特約第2条に定める期間(平成35年3月31日)までとする。</p> <p>(3) データの確認 ・入力、算出したデータのチェックは日本製紙木材㈱営業統括本部営業統括部にてチェックを行なう。 ・チェックはモニタリング報告書提出時とする。 ・チェックは林分内容の類似箇所の比較にて行い、明らかに数値の相違が見られた場合は、再調査を行なう。 ・実施記録は日本製紙木材㈱営業統括本部営業統括部営林グループにて保管する。</p> <p>(4) 内部監査 ・内部監査員は、日本製紙木材㈱営業統括本部営業統括部企画・管理グループとする。 ・対象部門はモニタリング体制図に記載されている部門とする。 ・実施時期は、実報告書作成時とする。 ・監査項目 モニタリングデータ、吸収量算出方法及び保管等の取り扱い。 QA、QC体制の実施状況。 実施記録簿は日本製紙木材㈱管理本部総務部及び営業統括本部営業統括部に保管する。</p> <p>(5) 機器校正 ・校正管理は利根沼田森林組合で行う。 ・機器の調整は調査使用前に行う。 ・各測定器の取り扱いについては、付属説明書に従い、適切なキャリブレーション等を行う。 ・取り扱い説明書の無い測定器を使用する場合は、目視により明確な破損が無い事を確認してから使用する。</p>
<p>プロジェクト 実施場所</p>	<p>・群馬県利根郡みなかみ町藤原字中手 6362-2 ・群馬県利根郡みなかみ町藤原字芦沢 6367-2、6367-3</p>
<p>プロジェクト 対象面積</p>	<p>98.62ha</p>
<p>プロジェクト 期間</p>	<p>2009年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日(4年 0ヶ月)</p>
<p>クレジット期 間</p>	<p>2009年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日</p>
<p>プロジェクト 計画開始届 提出日</p>	<p>2011年 11月 16日</p>

妥当性確認 終了日		2012年 2月 24日					
想定 削減 ・ 吸収 量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO ₂	なし	120	285	318	316	1,039
適用モニタ リング方法 ガイドライン		オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver. 4.0					
適用方法論		方法論番号	No. R001 ver. 4.1				
		方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)				
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウ ントの防止 の措置を講 ずる事業者	プロジェクト代表事業者と同一						印

³ 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

<p>ダブルカウントの防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
-----------------------	--

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

- ホームページ
ホームページ URL: _____
- 出版物（環境報告書/定期刊行物）
- その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

- 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。
- 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。
- 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。
- 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

- その他
具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄
特になし

以上